

平成30年第5回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年5月11日(金)

午前10時00分から午前10時41分

2. 早島町役場 2階第1会議室

3. 出席委員

11名

4. 欠席委員

1名

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第17号 農用地利用集積計画について

議案第18号 早島農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

議案第19号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について

議案第20号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について

報告第10号 農地改良届出について

報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

7. 農業委員会事務局員

3名

事務局	<p>ただいまから平成30年第5回早島町農業委員会を開会いたします。</p> <p>本日、会長が欠席ということで連絡がございましたので、本日の進行のほうを職務代理であります●●委員のほうにお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、一言だけご挨拶をお願いします。</p>
議長	<p>皆さんご苦労さまです。今日は会長が急用ということで代理でございます。途中でとちることがたびたびあるかと思いますが、よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>初めに、会議の成立についてご報告させていただきます。</p> <p>本日、在任委員さん12人中、出席委員さんが11名、欠席委員さんが1名でございます。農業委員会等に関する法律第21条第3項により在任委員さんの過半数が出席をしておりますので、本会議は成立しております。</p> <p>それでは、早島町農業委員会会議規則第4条によりまして、この後の議事運営を職務代理の●●委員さんをお願いします。</p> <p>それでは、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>会長に代わりまして●●です。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名を行いますので、私のほうが指名してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事録署名委員を●●委員と●●委員をお願いします。よろしくお願いします。</p> <p>それでは、日程1の議案第17号・番号7農用地利用集積計画について議題とします。</p> <p>事務局より説明してください。よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書2ページをご覧ください。</p> <p>こちらの計画が早島町に提出され、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定を受けたいため、農業委員会に協議がございました。</p> <p>それでは、3ページをご覧ください。今月の農用地利用集積計画は1件です。</p> <p>番号7について、利用権の設定を受ける者は、岡山市中区古京町1丁目7番36号、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団、理事長、京博司さんで、農地中間管理機構になります。利用権を設定する者が、●●にお住まいの●●さん</p>

です。

利用権を設定する土地は、●●、地目が田、面積が〇〇平米です。

位置図は4ページとなっております。

設定する利用権の種類は使用貸借権で、存続期間は3年、始期が、こちらごめんなさい、議案書、こちら訂正なんですけども、利用権の始期が議案書は5月20日からになっておりますが、こちら訂正で平成30年6月1日からの設定となっております。訂正をお願いいたします。始期は平成30年6月1日からの設定です。こちらは利用権の新規の設定となっております。

説明は以上です。

議長

それでは、ただいまの説明に関しまして現地確認の結果を●●委員からよろしくをお願いいたします。

●●委員

5月8日に現地確認を行いました。過去もずっと耕作を続けておりますし、今年ももう田植えの準備も進んでおりますので、問題はなかろうかと思えます。以上です。

議長

ありがとうございました。

これより質疑に入りますが、何か質疑はありませんか。

●●委員

事務局にさっきご説明いただいたときに、農地中間管理機構による利用権の設定ということで話をいただいたんですけど、もうちょっと詳しく教えていただきたいなど。

事務局

以前に●●さんからは既に貸し出し申出書が提出されてまして、農地中間管理機構がそれを取りまとめて、実際もうマッチングが成立しています。借り受け人についても、●●さん、今までもされてたそうなんですけれども、今回機構を介して権利を設定されるということで、ここで利用権設定がされたということの流れになっております。

●●委員

ありがとうございます。●●さんが実際にはやっていかれるという。

事務局

●●については、農地中間管理機構と●●で権利を設定されるので、それは農業委員会を通らない。

●●委員

通らない。はい、わかりました。ありがとうございます。

議長

ほかにはございませんか。

●●委員

この●●というんか、農地中間管理機構というのは早島にはどのくらいこれに出しとんでしょうか。

●●委員

2回目だろう。

●●委員

そしたら、トータルしても大した面積じゃないですね。

事務局

まだそうですね。

事務局

すみません、多分●●委員が聞かれたかったのは、その機構の仕組みそのものがどういうあれなのかというところが聞かれたかったんですか。

●●委員

いや、機構の仕組みのほうはこれまでも勉強させていただいたんで。

事務局

あくまでうちのほうからしたら、借り受け申込書があったものを機構のほうへお預けするというので、基本的には機構さんに借りたい人がこっだけおられますよというのを出ささせていただく。で、その機構のほうは、それを集約して、今度は借りたいよという人も機構さんのほうでは集約されておられるので、制度の仕組みとしては、その貸したいよってという人と借りたいよってという人の仲人をするのが機構さんの仕組みになっております。

ですので、ここから先っていうのは、うちあくまで、この●●さんと機構さんの利用集積計画というのを定めて、いわゆる中間管理機構と●●さんの部分のところだけになるところでございます。そこから先ということになりますと、今度は機構さんが引受手を探していただいて、その引受手さんと契約するというような形になっていくんで、そこのところはこちらのほうではのってこないというような形になります。

●●委員

はい、わかりました。

●●委員

その管理機構の早島町の管轄しとるのはどこへあるんですか。県民局へあるわけですか。

事務局

はい、備中県民局の中に、はい。

●●委員

県民局、ああそうか。

事務局

支部がございます、はい。

●●委員

そこへほんなら委託しよう思うたら、それは一応ここの役場のほうへ話ししてくれりゃあ、ここからまた言うてくれるわけ。

事務局

そうですね、はい。一応その受け付けの窓口というのは役場のほうでさせていただきます。直接、機構のほうにご連絡いただいたり相談いただいても、当然機構がすることなので。

ただ一応、その利用申込書というのは、こっちのほうに役場のほうが受け付けの窓口になります。

●●委員

いまだにまだ使うてねえんよな。

事務局

もしそういったお困りの方とかがおられましたらお声かけいただいて、させていただきます。

議長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

それでは、ないようなことで、議案第17号・番号7農用地利用集積計画については承認いたしました。

続きまして、日程2、議案第18号・番号1早島農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取についてを議題といたします。事務局、説明をしてください。

事務局

それでは、議案書5ページをご覧ください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、早島町長から農業委員会へ意見聴取がありました。

お手元の別紙の3ページ目、個別理由書をご覧ください。

このたび農用地区域から除外しようとする農地は、●●の一部、合計〇〇平米で、次のページ以降は位置図、土地利用計画になります。

土地改良事業等を実施している場合、通常は完了後8年たたないと農用地区域からの除外はできませんが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号に基づく地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置づけられた施設の用に供する場合には、除外が可能となります。

当該地は、平成30年4月9日付で分家住宅用地として、早島町の農業の振興に関する計画に位置づけられており、事務局案としては意見なしと回答とすることが相当であると考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長	これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	ご意見はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	それでは、ないようでありますので、議案第18号・番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長	ないようでありますので、議案第18号・番号1早島農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取については承認し許可相当に決定いたしました。
	続きまして、日程4の議案第19号・番号1平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について議題といたします。
	事務局、説明してください。
事務局	それでは、議案書の6ページをお開きください。
	平成29年度の目標及びその達成に向けた活動実績及び点検・評価の事務局案を作成いたしました。こちらの案に追記すべき活動実績、また評価案へのご意見等についてご審議お願いします。
	なお、こちらの案が承認された後に、30日間、地域の農業者等からの意見聴取を行うことを申し添えます。説明は以上です。
議長	これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	ご意見のほうは。
●●委員	11ページで農業生産法人が早島1個あるけど、これはどこなの。
事務局	●●さんです。早島の農地で農業経営を行っています。
議長	ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ないようでありますので、議案第19号については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

はい。ないようでありますので、議案第19号・番号1平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について承認と決定いたしました。

続きまして、日程4、議案第20号・番号1平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について議題といたします。事務局、説明してください。

事務局

それでは、議案書14ページをお開きください。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について事務局案を作成しました。こちらの案に追記すべき活動目標やご意見等についてご審議をお願いします。

なお、こちらの案についても承認された後に30日間、地域の農業者等からの意見聴取を行うことを申し添えます。説明は以上です。

議長

これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

●●委員

15ページの一番上側、大きい2の担い手への農地の利用集積、集約化、その1番のところの(7)の課題のところがありますね。有効利用を図ることが困難であるとなっております。困難であるのはあくまでも現況でして、課題ということであれば、何かつけ加える必要があるんじゃないかということで、困難であるので、これらの改善を図ることに努めるとか、何かそういった前向きな姿勢が一個いるんじゃないかなという気がするんですよ。どうするという、その意思表示がある程度書いたほうがええような気がします。以上です。

●●委員

同じく●●委員さんがご指摘いただいたところなんですけれども、この課題を言うてくださったことはすごく前進だなというふうに感じてますし、農業委員会としてしっかり課題を認識するという意味ですごく大切なことかなというふうに思います。

課題ですので、困難となっているので、その困難の課題解決に向けて取り組んでいく必要があるというふうに書いていただいたほうがいいのか。その解決が求められるとか、そういうふうに書いていく必要があるのかなというふうに思いました。

●●委員

同じように昨年のをみると、ここには現状及び課題においては早急に農地の利用集積を図るとというのが一文入っとなすよね、去年は。でも、今年はなくなっているというか、基本的にこれコピーで前年度のをそのまま使っているという状況があると思うんですが、先ほど●●委員が言ったように、そういう加筆は必要だと思うんです、前向きにです。こういう施策をしていく、こういうふうにしていくという、それは絶対的に必要じゃないかと私もそう思いますので、せっかくもとがあるんだったら、そこに加筆、加えるだけでいいですからね、全く同じですよ、正直言うと。下の30年度の目標及び活動計画では、活動計画で少し増えていますけど。その辺は、これはだから極端な話、活動計画は1、2から3、4の項が増えましたからね、これは進歩したことだと思うんですけど。それと同じように、その課題があり、それに対してどうあるべきかということは必ず出しただき、毎年、これは多少なり変わっていくことでやっていただきたいと思っています。

議長

その他のご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ないようでありますので、議案第20号については承認したいと思います。いかがでしょうか。

●●委員

先ほどの●●委員と●●委員さんのご意見を踏まえていただいて修正いただいた後に地域に通していただきたいと思っています。

事務局

これ、うちはあくまでも事務局の農業委員さんの活動目標、計画ですから。先ほどの件につきましては、課題解決に向けて取り組んでいくという、そういう前向きな姿勢の文言を入れさせていただきます。

●●委員

14ページの右上に、認定農業者、経営数が9となっておりますね。それから、農業産業法人が1というのがありますね。これは法人化されたのか、どこか入っとな。

事務局

●●さんです、こちらも。

●●委員

なるほど、ありがとうございます。

議長

それでは、ないようでありますので、議案第20号を承認したいと思います。よろしいですか。

議長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございました。ないようでありますので、議案第20号・番号1平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について承認と決定いたしました。</p> <p>続きまして、日程5の報告第10号・番号2から4農地改良届け出について事務局からよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書17ページをご覧ください。報告第10号・番号2から4についてあわせてご説明させていただきます。田んぼに土砂等を搬入し畑にするための農地改良届け出が3件提出されました。</p> <p>番号2、3について、届け出者は、●●にお住まいの●●さんです。農地の所在は、●●、地目が田、面積が〇〇平米、●●、地目が田、面積が〇〇平米で、面積が小さく水田として利用することが困難なため農地改良をするものです。</p> <p>位置図は18ページになります。</p> <p>また、番号4についても、届け出者は、●●にお住まいの●●さんです。</p> <p>農地の所在は、●●、地目が田、面積が〇〇平米で、こちらについても面積が小さく水田として利用することが困難なため農地改良をするものです。位置図は18ページとなります。</p> <p>報告第10号・番号2から4については、添付書類を含め完備されておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしております。報告は以上です。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの報告に関して、現地確認の結果を●●委員、よろしく願いいたします。</p>
●●委員	<p>報告します。4月のうちに現地確認してまいりました。場所はごらんのとおり、●●の東に位置しております。確かにこの理由のように田んぼが北と南に、家を建てましたので北と南に残っている状況でして、確かに水田として稲作等は大変困難と思われまます。畑として使われるということですので、まずは問題なかろうかと考えます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>その他のご意見ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

議長	<p>ないようでありますので、以上、報告第10号・番号2から4を終わりたいと思います。</p> <p>続きまして、報告第11号・番号6農地法第3条の3第1項の規定による届け出についてを事務局から説明をよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書19ページをご覧ください。番号6についてですが、●●にお住まいの●●さんが相続により所有権を取得したことによる届け出となっております。</p> <p>届け出地は、●●、地目が田、面積が〇〇平米、●●、地目が田、面積が〇〇平米、●●、地目が田、面積が〇〇平米、●●、地目が田、面積が〇〇平米、●●、地目が田、面積が〇〇平米で、位置図は20ページになります。</p> <p>報告第11号・番号6については、添付書類を含め完備されておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>その他のご意見は。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ないようでありますので、以上、報告第11号・番号6を終わります。</p> <p>それでは、その他について事務局からよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回の農業委員会ですが、6月11日月曜日を予定しております。場所は2階の第1会議室です。また議案書を送付いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でその他の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で本日の議案並びに報告事項は全て終了いたしました。</p> <p>第5回早島町農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>

上記会議の次第は、事務局●●の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

平成30年 月 日

会 長

議事録署名委員

番

番